

改 正 案	現 行
<u>建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第三十条の規定に基づき、長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造を次のように指定する。</u> <u>遮音構造を指定する件</u> 第一 下地等を有しない界壁の構造 間柱及び胴縁その他の下地（以下「下地等」といふ。）を有しない界壁にあつては、その構造が次の各号の一に該当するものとする。 一 <u>鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが十センチメートル以上のもの</u> 二 <u>コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で図厚及び仕上げ材料の厚さの合計が十センチメートル以上のもの</u> 三 土蔵造で厚さが十五センチメートル以上のもの 四 厚さが十センチメートル以上の気泡コンクリートの面に厚さが一・五センチメートル以上のモルタル、フラスター又はじつぐいを塗つたもの 五 肉厚が五センチメートル以上の軽量コンクリートブロックの面に厚さが一・五センチメートル以上のモルタル、フラスター又はじつぐいを塗つたもの 六 厚さが八センチメートル以上の木片セメント板（かさ比重が〇・六以上のものに限る。）の面に厚さが一・五センチメートル以上のモルタル、	<u>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十一条の二第二項第三号の規定に基づき、長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造を次のように指定する。</u> <u>長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造を指定する件</u> 第一 下地等を有しない界壁の構造 間柱及び胴縁その他の下地（以下「下地等」といふ。）を有しない界壁にあつては、その構造が次の各号の一に該当するものとする。 一 土蔵造で厚さが十五センチメートル以上のもの 二 厚さが十センチメートル以上の気泡コンクリートの面に厚さが一・五センチメートル以上のモルタル、フラスター又はじつぐいを塗つたもの 三 肉厚が五センチメートル以上の軽量コンクリートブロックの面に厚さが一・五センチメートル以上のモルタル、フラスター又はじつぐいを塗つたもの 四 厚さが八センチメートル以上の木片セメント板（かさ比重が〇・六以上のものに限る。）の面に厚さが一・五センチメートル以上のモルタル、

プラスター又はじつぐいを塗ったもの ロ 鉄筋コンクリート製パネルで厚さが四センチメートル以上のもの（一平方メートル当たりの重量が百十キログラム以上のものに限る。）の両面に木製パネル（一平方メートル当たりの重量が五キログラム以上のものに限る。）を堅固に取り付けたもの 第二 下地等（堅固な構造としたものに限る。以下同じ。）を有する界壁の構造 下地等を有する界壁にあつては、その構造が次の各号に該当するものとする。 一 下地等の両面を次のイからニまでのいずれかに該当する仕上げとした厚さが十三センチメートル以上の大壁造であるもの イ 鉄網モルタル塗又は木ずりじつぐいを塗り厚さが二センチメートル以上のもの ロ 木毛セメント板張又は石膏ボード張の上に厚さ一・五センチメートル以上のモルタル又はじつぐいを塗ったもの ハ モルタル塗の上にタイルを張つたものでその厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの 二 セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗つたものでその厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの 三 界壁の厚さ（仕上材料の厚さを含まないものとする。）が十センチメートル以上であり、その内部に厚さが一・五センチメートル以上のグラスウール（かさ比重が〇・〇二以上のものに限る。）又はロックウール（かさ比重が〇・〇四以上のものに限る。）を張つたもの 四 界壁の両面を次のイ又はロの一に該当する仕上材料でおおつたもの イ 厚さが一・二センチメートル以上の石膏ボード、厚さが二・五センチメートル以上の岩綿保温板又は厚さが一・八センチメートル以上の木毛	プラスター又はじつぐいを塗ったもの 五 鉄筋コンクリート製パネルで厚さが四センチメートル以上のもの（一平方メートル当たりの重量が百十キログラム以上のものに限る。）の両面に木製パネル（一平方メートル当たりの重量が五キログラム以上のものに限る。）を堅固に取り付けたもの 第二 下地等を有する界壁の構造 下地等を有する界壁にあつては、その構造が次の各号に該当するものとする。 一 界壁の厚さ（仕上材料の厚さを含まないものとする。）が十センチメートル以上であり、その内部に厚さが一・五センチメートル以上のグラスウール（かさ比重が〇・〇二以上のものに限る。）又はロックウール（かさ比重が〇・〇四以上のものに限る。）を張つたもの 二 界壁の両面を次のイ又はロの一に該当する仕上材料でおおつたもの イ 厚さが一・二センチメートル以上の石膏ボード、厚さが二・五センチメートル以上の岩綿保温板又は厚さが一・八センチメートル以上の木毛
---	---

セメント板の上に厚さが〇・〇九センチメートル以上の亜鉛鉄板、厚さが〇・四センチメートル以上の石綿スレート又は〇・八センチメートル以上の石綿パーライト板を張つたもの ロ 厚さが〇・六センチメートル以上の石綿スレート、厚さが〇・八センチメートル以上の石綿パーライト板又は厚さが一・一二センチメートル以上の石膏ボードを二枚以上張つたもの	セメント板の上に厚さが〇・〇九センチメートル以上の亜鉛鉄板、厚さが〇・四センチメートル以上の石綿スレート又は〇・八センチメートル以上の石綿パーライト板を張つたもの ロ 厚さが〇・六センチメートル以上の石綿スレート、厚さが〇・八センチメートル以上の石綿パーライト板又は厚さが一・一二センチメートル以上の石膏ボードを二枚以上張つたもの
---	---